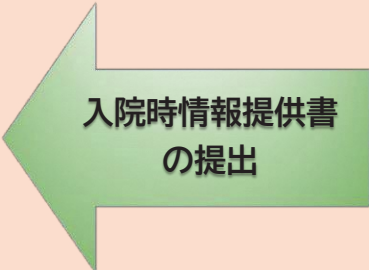


(5) 退院調整に関する診療報酬・介護報酬（R7.2月現在）

◎ 診療報酬・介護報酬の算定に当たっては、国の通知等による算定条件を満たす必要がありますので、よくご確認ください。

	病院		居宅介護支援事業所
入院	◇入院時支援加算 1 240点 ◇入院時支援加算 2 200点 ◇入退院支援加算 1 一般病棟 700点 療養病棟 1,300点 ◇入退院支援加算 2 一般病棟 190点 療養病棟 635点		◇入院時情報連携加算 入院日 250単位 入院日の翌日 又は翌々日 200単位
	◇介護支援等連携 指導料 400点		◇退院・退所加算① カンファレンス参加 有 600単位 無 450単位
	◇介護支援等連携 指導料 400点		◇退院・退所加算② カンファレンス参加 有 750単位 無 600単位
	◇退院時共同 指導料 2 400点 在宅医と共同して指導を行う場合に加算 300点 医師等の職種の3者以上と共同して指導を行う場合に加算 2000点		◇退院・退所加算③ カンファレンス参加 有 900単位 無 0単位 算定要件注意
退院			☆「入院時情報連携加算」、「退院・退所加算」とともに利用者の自己負担はなし。